

京都府理学療法士会
会員各位

京都府理学療法士会 社会局 職能部
職能部理事 阪東 美可子
部長 喜多 修

令和6年度協会指定管理者(初級)研修開催の御案内

日本理学療法士協会は、管理者の連携促進・士会組織強化を目的に、管理者の人材育成のための研修システムを構築しています。当士会においても、平成28年度より協会指定管理者の登録と認定のための研修会を開催しております。

今年度は、下記の通り協会指定管理者研修(初級)を開催いたします。皆様のご参加お待ちしております。

協会指定管理者(初級)の取得を目的とされている方は、別紙にて手順を御説明いたします。受講手順に沿ってマイページからの協会への申請をしていただいた上でのご参加よろしくお願いたします。

記

期日:令和7年1月28日(火曜)19:30~21:00

場所:ウェブ開催

内容:協会の求める管理者像 士会組織の方向性と管理者の協力体制

参加費:無料

申し込み方法:下記の URL、QR コード読み取りにて申し込みフォームからお申し込み
<https://forms.gle/5KTugnvUq7g5f3Rp6>



申し込み締め切り:1月24日(金曜)

件名に「管理者研修申し込み」と記して下さい

本文に①氏名 ②所属 ③別紙1~3の受講条件いずれに該当するか
を明記の上、職能部へお申し込みください

kyotoptg@gmail.com

8月24日に開催した管理職ネットワークミーティングは、協会指定(初級)管理者研修、受講要件である『士会指定マネジメント研修』になります。

折り返し参加のための URL を送ります。申し込みから一両日中に返信がない場合は、宛先に間違いがないかご確認ください。

今回の研修は、事前に協会の登録が必要です。別紙をご覧ください、前日までに お手続きください。

協会指定管理者（初級）取得のご案内

受講要件 次の①②のどちらも満たしていること

- ①管理に従事している会員であること
- ②次の3項目いずれかに該当すること
 1. 士会長推薦者
 2. 士会主催のマネジメント研修受講者
 3. 回復期セラマネ、訪問リハ管理者、あるいはその他医療的マネジメントコースを卒業した者（終了日数規定は無し）

詳細説明

受講要件①

管理に従事している会員

〈管理者の定義〉

部下を持つもしくは部下はなくても業務上の責任ある立場として組織から指示を受け活動している方（チームリーダーなどでも可）

〈証明書の種類〉

○勤務先からの役職証明、就労証明、辞令交付書

○自己申告での管理者証明申請書マイページにフォーマットがあります

〈判断基準〉 証明書で管理に従事していることがわかること

受講要件②

1. 士会長推薦者
2. 士会主催のマネジメント研修受講者
京都士会では、管理職ネットワークミーティングが相当します
3. 回復期セラマネ等
受講証明書など、研修を受けた証明書が必要です

指定管理者について詳しくは協会

マイページ→会員限定コンテンツ→職能事業→協会指定職能研究会をご覧ください

次ページの手順をお読みの上お手続きください

令和4年度 京都府理学療法士会 協会指定管理者(初級)取得までの流れ

「協会指定管理者(初級)」を取得するには

- I. 受講要件
- II. 管理者証明の申請方法
- III. 協会指定管理者研修について
- IV. 取得の確認

『協会指定管理者研修(初級)』を受講する前に、マイページより管理者証明の申請が必要です。
 ※申請をせず協会指定管理者研修を受講した場合、協会指定管理者(初級)の取得はできません。

1. 職能管理メニュー > 協会指定管理者取得状況確認 を選択



2. 協会指定管理者 取得状況確認画面 > 管理者証明の申請から「申請する」を押す



「協会指定管理者(初級)」を取得するには

- I. 受講要件
- II. 管理者証明の申請方法
- III. 協会指定管理者研修について
- IV. 取得の確認

『協会指定管理者研修(初級)』を受講する前に、マイページより管理者証明の申請が必要です。
 ※申請をせず協会指定管理者研修を受講した場合、協会指定管理者(初級)の取得はできません。

3. 必須項目の入力・確認



4. 証明書のアップロード(参照ボタンを押してファイルを選択)し、「次へ」を押す



書式の指定はありません。
 I-①についてはテンプレートをダウンロードできます。

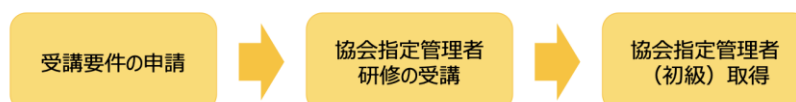
「協会指定管理者(初級)」を取得するには

- I. 受講要件
- II. 管理者証明の申請方法
- III. 協会指定管理者研修について
- IV. 取得の確認

【協会指定管理者研修への参加にあたっては、ご注意ください！】

参加の前に、「受講要件」を満たしており、マイページにて申請を済ませていること。
 申請を済ませていないと・・・【協会指定管理者(初級)】の取得ができません！

※研修には、受講要件を満たしていない方も参加が可能ですが、【協会指定管理者(初級)】の取得はできません。
 ※管理者証明の申請が済んでいることを、研修の申込要件としている開催士会もございます。
 ※研修の参加後に受講要件の申請をされた場合、再度研修の受講が必要です。



その際件名に『管理者(初級)研修について』とお書きください。
 メールアドレス: kyotoptg@gmail.com